

「芸振」補助金 説明資料

<補助金事務の流れ>

- ① 【団体】 「芸振」補助金交付申請書 (P6~P9) を芸振に提出
提出期限：原則として補助事業実施の1ヶ月前まで (厳守)

*ただし終了した事業や間近に開催される事業については、できるだけ早く提出のこと

*芸振HPのトップページへ事業のチラシを掲載できるので、データがあれば送付する

↓

- ② 【芸振】 令和8年度「芸振」補助金交付決定通知書 (P17) を送付

↓

補助事業の実施 ~令和9年3月31日

↓

- ③ 【団体】 「芸振」補助金実績報告書 (P11~P14) を芸振に提出
提出期限：事業実施後1ヶ月以内 (遅れる場合は事務局へご連絡ください)
(*ただし最終期限は令和9年4月10日)

↓

- ④ 【芸振】 令和8年度「芸振」補助金額の確定通知書(P18)を送付

↓

- ⑤ 【団体】 芸振からの補助金額の確定通知書を受領後、
「芸振」補助金交付請求書 (P15) を芸振に提出

↓

- ⑥ 【芸振】 請求書に基づき補助金を団体に支払い (振込)

[注記] 補助金の対象とならない事業

国費又は県費を財源の一部としている事業

【書類提出・問い合わせ先】

NPO法人大分県芸振 事務局 (担当：平松)

〒870-0029 大分市高砂町 2-33 iichiko 総合文化センターB1F

TEL : 097-536-0522 FAX : 097-536-6188

Email : info@geishin.jp

「芸振」補助金 関係書類の記入について

「芸振」補助金 交付申請書

P 6 交付申請書

- ・申請者名：団体名
- ・代表者氏名：職名・氏名を記入
- ・押印：実績報告・請求書全て同じ印を使用する
(代表者氏名の下に実務担当者氏名、電話番号を記入)
- ・申請額：内示に基づいて記入

P 7 事業計画書

- ・令和8年度より様式を変更しています

P 8 予算書

- ・イ、収入：自己資金、補助金、入場料等
(会員から徴収するものは、自己資金として扱う)
 - ・ロ、支出：補助の対象となるのは
(賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料)
- *収支の合計を同額にする

P 9 ハ、内訳書

- ・内訳は予算書費目（上記補助対象経費ごとにその内訳を記載する）

交付決定後、事業を中止した場合は「補助事業の不実施に関する報告」を提出してください。

「芸振」補助金 実績報告書

提出期限：事業終了後 1 ヶ月以内に提出

(ただし最終期限は次年度 4 月 1 0 日)

P 11 実績報告書

- ・申請者名：団体名
- ・代表者氏名：職名・氏名を記入
- ・押印：交付申請・請求書全て同じ印を使用する

(代表者氏名の下に実務担当者氏名、電話番号を記入)

本文中の文書日付番号は [交付決定通知書] (P17) のもの

(不明の場合は空欄のままご提出ください)

*よくある間違い：×内示の文書番号を記入

P 12 補助事業実施成績書

- ・枠外の申請者名は申請団体名を記入

P 13 収支精算書 (予算額は申請書に合わせる)

- ・イ、収入：自己資金、補助金、入場料等

(会員から徴収するものは、自己資金として扱う)

- ・ロ、支出：補助の対象となるのは

(賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料)

P 14 ハ、内訳明細書

- ・内訳は予算書費目 (上記補助対象経費ごとにその内訳を記載する)

<添付するもの>

- ・補助事業の経過または成果を証する書類並びに写真等
- ・プログラム等の印刷物、新聞記事、写真

*提出いただいた写真は、芸振機関紙に掲載することがあります

※令和 4 年度より、領収書の添付は不要とします

「芸振」補助金 交付請求書

P 15 交付請求書

- ・申請者名：団体名
- ・代表者氏名：職・氏名を記入
- ・押印
- ・本文中の文書日付番号・金額は「補助額の確定通知」(P18)のもの
(交付決定通知のものではない)
- ・預金口座は申請者（団体名）名義の預金口座を記入する
 - *大分銀行としていますが、ゆうちょ銀行でも可能です。
ゆうちょ銀行の場合は「記号番号」を記入してください。
 - *個人名義での口座も受け付けておりますが、できるだけ
団体名義の口座にしてください。
ご協力のほどよろしくお願いいたします。

「芸振」補助金 計画変更承認申請書（事業に変更がある場合のみ）

P 16 計画変更承認申請書

- ・申請者名：団体名
- ・代表者氏名：職・氏名を記入
- ・押印
- ・文中の日付番号は交付決定通知書のもの（不明の場合は空欄のまま）
- ・変更の理由：(例)補助対象経費の 20%を超える増減
事業計画の変更 等
- ・変更の内容：(例)事業費の削減、経費の節減、事業費の圧縮 等
- ・添付書類は、変更が生じた書類のみ提出してください

[説明]

補助金関係書類様式

1. 「芸振」補助金交付申請書 (P6～9)
(様式第1号～第4号)
2. 「芸振」補助金実績報告書 (P11～14)
(様式第8号～第10号、第4号)
3. 「芸振」補助金交付請求書 (P15)
(様式第7号)
4. 「芸振」補助金計画変更承認申請書 (P16)
(様式第5号/事業に変更がある場合のみ)
5. 「芸振」補助金交付決定通知書 (P17)
(様式第6号)
6. 「芸振」補助金補助額の確定通知書 (P18)
(様式第11号)

※様式はすべて芸振ホームページからダウンロードできます

様式第1号

令和 年度「芸振」補助金交付申請書

第 号
令和 年 月



内示の日付から申請書の提出期限までの間の
日付を記入。不明の場合は空欄のままにする。

NPO法人大分県芸振理事長 殿

申請者 団体名

所在地

代表者氏名 職・氏名

印 実績報告や請求書も
同じ印を使用のこと

(実務担当者氏名 電話番号)

令和 年度「芸振」補助金を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

申請額 内示で確認して記入 円

添付書類 (1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 支出内訳明細書

(4) その他参考となる書類

様式第2号

事業計画書

申請団体名		
事業の名称		
事業の目的及び内容		
実施日時	実施日 (期間)	
	時間	未定の場合は空欄可
実施場所		
入場料		
備考		
芸振ホームページへ 掲載可能な連絡先・氏名		(担当者名)

様式第3号

収 支 予 算 書

申請者名 団体名

イ、収入の部

事業計画書と異なってもよい



科目	予算額	備考
自己資金		
補助金		
合 計		

↑ 収支の合計は同額

ロ、支出の部

科目	予算額	備考
賃金		
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
使用料及び賃借料		
予備費		
合 計		

↑ 収支の合計は同額

様式第4号

ハ、支出内訳明細書

区 分	摘 要	員 数	単 価	金 額	備 考
賃金	受付賃金				
	会場整理				
報償費	ゲスト出演料				
	司会者謝礼				
旅費	ゲスト交通費				
	ゲスト宿泊費				
需用費	印刷代				
	飲料				補助対象経費 になりません
役務費	切手代				
	ピアノ調律代				
	写真撮影代				
使用料及び 賃借料	会場使用料				
	会場設備使用料				
予備費					補助対象経費 になりません
	・芸振の会費は事業費に含まないでください				
計					補助対象外経 費を含む合計

記入例

ハ、支出内訳明細書

区分	摘要	員数	単価	金額	備考
賃金	受付賃金	5	5,000	25,000	
	舞台設営賃金	10		100,000	
報償費	ゲスト出演料	1	200,000	200,000	
	司会者謝礼	1	30,000	30,000	
	役員手当	5	10,000	50,000	補助対象経費になりません
旅費	ゲスト交通費	1	100,000	100,000	
	ゲスト宿泊費	1	20,000	20,000	
	役員旅費	5	5,000	25,000	補助対象経費になりません
需用費	プログラム印刷代		150,000	150,000	
	案内状印刷		50,000	50,000	
	看板作成料		50,000	50,000	
	弁当代	50	500	25,000	補助対象経費になりません
	事務用品			50,000	
役務費	切手代	1000	50	50,000	
	電話代補助	1	10,000	10,000	補助対象経費になりません
使用料及び賃借料	会場使用料		350,000	350,000	
	設備使用料		150,000	150,000	
	芸振会費			15,000	事業とは関係がないので記載しない
予備費				15,000	補助対象経費になりません
計				1,450,000	補助対象外経費を含む合計

*支払いのための金融機関への振込手数料は、補助対象経費になりません。

様式第8号

令和 年度「芸振」補助金実績報告書

第 号
令和 年 月 日



提出期限は補助金を受けた事業実施から1ヶ月以内。
期限内に提出ができない場合は事務局に連絡し、空欄のまま。

NPO法人大分県芸振理事長 殿

申請者 団体名

所在地

代表者氏名 職・氏名

印 交付申請書と
同じ印

(実務担当者氏名 電話番号)

[交付決定通知書]の日付・番号
不明の場合は空欄のままにする。



令和 年 月 日付け大芸振第 号により補助金の交付
決定通知を受けた令和 年度「芸振」補助金の実績について、関係書類
を添えて報告します。

- 添付書類 (1) 事業実施成績書
(2) 収支精算書
(3) 支出内訳明細書
(4) 補助事業の経過または成果を証する書類並びに写真等
(5) その他

様式第9号

補助事業実施成績書

申請団体名		
事業の名称		
事業内容		
実施日時	実施日 (期間)	
	時間	
実施場所		
入場料		
事業費		
人数	参加者 名	入場者 名
備考		

様式第10号

収 支 精 算 書

申請者名 団体名

交付申請書の収支予算書（様式第3号）の金額

イ、収入の部



科 目	予算額	精算額	差引増減額	備 考
自己資金				
補助金				
合 計				

↑ 収支の合計は同額

ロ、支出の部

科 目	予算額	精算額	差引増減額	備 考
賃金				
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
使用料及び賃借料				
予備費				
合 計				



↑ 収支の合計は同額

交付申請書の収支予算書（様式第3号）の金額

様式第4号

ハ、支出内訳明細書

区 分	摘 要	員 数	単 価	金 額	備 考
賃金	受付				
	会場整理				
報償費	ゲスト謝礼				
	司会者謝礼				
旅費	ゲスト交通費				
	ゲスト宿泊費				
需用費	印刷代				
	飲料				補助対象経費 になりません
役務費	切手代				
	ピアノ調律代				
使用料及び 賃借料	会場使用料				
予備費					補助対象経費 になりません
	・芸振の会費は事業費に含まないでください				
計					補助対象外経 費を含む合計

様式第7号

令和 年度「芸振」補助金交付請求書

第 号
令和 年 月 日



[補助金額の確定通知書]の日付より後の日付

NPO法人大分県芸振理事長 殿

申請者 団体名

所在地

代表者氏名 職・氏名

印

交付申請書・実績
報告書と同じ印

(実務担当者氏名 電話番号)

[補助金額の確定通知書]の日付・番号・補助金額

不明の場合は空欄のままにする。



令和 年 月 日付け大芸振第 号により補助金の額の確定
通知のあった令和 年度「芸振」補助金 円を請求します。

なお、補助金は下記の預金口座に振込んでください。

(銀行名) 銀行	支店 出張所
普通	口座番号
記号番号 (ゆうちょ銀行)	ゆうちょ銀行以外は空欄
名義人	団体名義であること
名義人住所	
電話番号	

様式第5号

令和 年度「芸振」補助金計画変更承認申請書

第 号
令和 年 月 日

↑
日付は空欄のまま

NPO法人大分県芸振理事長 殿

申請者

所在地

代表者氏名

印

[交付決定通知書]の日付・番号
または空欄のまま



令和 年 月 日付け大芸振第 号で補助金の交付決定の通知を受けた事業について、下記のとおり計画の変更をしたので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1. 変更の理由 ← 例 補助対象経費の20%を超える増減
2. 変更の内容 ← 例 事業費の削減、経費の節減、事業費の圧縮 等
3. 添付書類

(1) 変更後の事業計画書

いずれかに○を
してください→

(2) 変更後の収支予算書

(3) 変更後の支出内訳明細書

(4) その他参考となる書類

※添付する書類は、変更が生じた書類のみで可

(2)(3)については別途様式があるのでご連絡ください

様式第6号

令和 年度「芸振」補助金交付決定通知書

大芸振 第 3 - 号
令和 年 月 日

殿

NPO法人大分県芸振
理事長

令和 年 月 日付け第 号で申請のあった令和 年度「芸振」補助金として金 円を
交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金交付の対象となる事業は 令和 年 月 日付け第 号で申請のあった事業とし、
その内容は、申請記載のとおりとする。
2. 補助対象経費及び補助金の交付決定額は次のとおりとする。
 - (1) 補助対象経費 金 円
 - (2) 補助金交付決定額 金 円
 - (3) 補助条件は次のとおりとする。
 1.
 - ① 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（芸振理事長が定める軽微な変更を除く。）をする
場合においては、補助事業計画変更承認申請書を芸振理事長に提出し、その承認を受けること。
 - ② 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、芸振理事長の承認を受けること。
 - ③ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速や
かに芸振理事長に報告し、その指示を受けること。
 - ④ この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書
類を事業完了の年度の翌年から起算して5年間整備保管すること。
 - ⑤ 前各号に掲げるもののほか、大分県芸振補助金交付規定の定めに従うこと。
 2. 芸振理事長が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。
 - ① 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
 - ② 補助対象経費の20%以内の増減

様式第11号

令和 年度「芸振」補助金額の確定通知書

大 芸 振 第 3 - 号
令和 年 月 日

殿

NPO法人大分県芸振
理事長

令和 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった令和 年度「芸振」補助金については、金 円に確定したので通知します。